

## 新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助事業（二次補正予算）に関する Q&A 文部科学省回答（かかり増し経費等について）

先にお知らせしました国の第二次補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助事業（補助基準額1施設当たり50万円）について、マスク等の保健衛生用品等の購入費のほか、「新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）を対象とする。」旨、文部科学省から示されています（別紙）。この詳細につき、当連合会から文部科学省に質問をしたところ、以下のとおり回答がありましたのでお知らせします。

### I かかり増し経費関係

#### ○人件費

問1 園から職員全員に一律に手当又は慰労金の類を支給する場合は対象になりますか。

答1 園が支給する手当等の名称に関わらず、預かり保育を実施した場合に係る経費として説明できるものは交付金の対象となります。

なお、以降の間についても同様ですが、既存制度（施設型給付や地域子ども・子育て支援事業など）のほか、令和2年度第二次補正予算に計上された厚生労働省所管の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）」との二重給付とならないよう、経理区分を明確に行うようお願いします。

問2 「預かり保育を実施したことにかかる経費」について

問2-1 「預かり保育を実施した場合に係る経費」に限っている理由は何ですか。

答2-1 幼稚園に対しては、臨時休業を行う場合においても、一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、特に仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合は、預かり保育の提供等について検討いただきたいことを文部科学省が求めてきたこと、また、原則開所の考え方となっている保育所の保育についてもかかり増し経費が補助対象となっているためです。

問2-2 消毒のように、教育標準時間部分と預かり保育部分が分けられない業務に係る人件費について、園として預かり保育を実施している場合には、その消毒業務に係る人件費全体が補助対象になりますか。

答2-2 人件費の性格や算定方法等にもよりますが、例えば場所（部屋）や時間帯などで預かり保育を実施した場合に係る経費として合理的に説明できるのであれば、その分を交付金の対象にすることが考えられます。

問2-3 休園した園や登園自粛をお願いした園が、家庭での教育支援（オンライン教育等）のために教材を作った場合、これに係る人件費は対象になりますか。

答2-3 預かり保育分と整理できない人件費は対象となりませんが、オンライン教育用の教材作成等の物件費は交付金の対象とすることが可能です。

問2-4 幼稚園型認定こども園において2号児、3号児のために新型コロナ対応業務を行った場合、これに係る人件費は対象になりますか。（保育所や幼保連携認定こども園については厚労省

予算が該当する)

答2-4 教育・保育給付第2・3号認定児に対して保育を実施した場合に係る人件費は交付金の対象になります。

問2-5 新型コロナ対応業務に従事した職員が預かり保育の担当でなくても、園として預かり保育を実施した場合には、当該職員が新型コロナ対応業務に従事したことに係る人件費は対象になりますか。

答2-5 園として預かり保育を実施しており、新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増に係る経費であれば交付金の対象となります。

問2-6 非常勤職員を雇上げた場合の賃金は対象になりますか。

答2-6 預かり保育を実施した場合に係る雇上げであれば交付金の対象となります。

問3 人件費の内容について

問3-1 新型コロナ対応業務に係る超過勤務手当や休日勤務手当は対象になりますか。

問3-2 新型コロナ対応業務に従事した職員に特別手当を支給した場合は対象になりますか。

問3-3 新型コロナ対応業務に従事した職員に勤勉手当の割増し支給を行った場合、割増し部分は対象になりますか。

答3-1～3

預かり保育を実施した場合に係るものとして説明できる経費は交付金の対象となります。

問4 かかり増し分の人件費の支給は、園の給与規程等に根拠がある必要はありますか。

答4 かかり増し分の人件費の根拠を園の給与規程等に記載することを交付金の補助要件にするものではありませんが、補助の実績を確認するために帳簿等に記録を残しておくほか、給与の一部として職員に支給する場合は給与規程等に明記することが望ましいです。

また、給与規程等において賞与もしくは表彰に関する事項が明記されていれば、新たに給与規程等に明記することなく、追加で支給する手当（慰労金等）の支給が可能です。

○旅費

問5 休園中や登園自粛要請中に家庭訪問等を行った場合で職員の自家用車利用のガソリン代やsuica等のICカード利用のように該当する利用部分だけの領収書が取れない交通手段を利用した場合でも旅費が支払われておれば対象になりますか。

答5 交付金の支給に当たって何らかの根拠資料があることが基本となりますが、職員の旅費を園として確認した上で園として支出している場合は、その支出したことを根拠として交付金の対象とすることは可能です。

II 保健衛生用品関係

問6 教職員用マスクは対象になるか？

答6 対象となります。

問7 次亜塩素酸水生成器の購入は対象になるか？

答7 対象となりますが、購入に当たっては、使用目的を踏まえ、経済産業省のHP等で効果・効能等を確認することをお勧めします。

【参考】「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について(経済産業省、消費者庁、厚生労働省)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-5.pdf>

## 別紙

(令和2年7月3日 文部科学省 教育支援体制整備事業費交付金実施要領別紙1) (関係部分に下線)

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

#### 1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

- ①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品(子供用マスク、消毒液、空気清浄機等)や備品の購入等(令和元年度及び令和2年度に実施する分に限る)
- ③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品(子供用マスク、消毒液、空気清浄機等)や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応(令和2年度に実施する分に限る)

##### (2) 実施主体 都道府県

##### (3) 事業者

- ①学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る)
- ②都道府県、市町村(特別区を含む)、幼稚園(幼稚園型認定こども園も含む)の設置者
- ③上記②と同様

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

- |                       |        |         |
|-----------------------|--------|---------|
| ①遊具等環境整備              | 1施設当たり | 2,000千円 |
| ②保健衛生用品の購入等           | 1施設当たり | 500千円   |
| (令和元年度交付額と令和2年度交付額の計) |        |         |
| ③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費 | 1施設当たり | 500千円   |
| (令和2年度交付額の計)          |        |         |

##### (2) 負担割合

###### ①遊具等環境整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園

国 1 / 2、事業者 1 / 2

イ 幼稚園

国 1 / 3、事業者 2 / 3

②保健衛生用品等の購入等

国 10 / 10

③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

国 10 / 10

4 対象経費

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。
- ③上記②に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を 1 / 2 以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。